

平 19 福情答申第 9 号

平成 20 年 3 月 7 日

福岡市長  
吉田 宏 様  
(保健福祉局保健医療部地域医療課)

福岡市情報公開審査会  
会長 吉 野 正  
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例 (平成 14 年福岡市条例第 3 号) 第 20 条第 2 項の規定に基づき, 平成 19 年 11 月 13 日付け保医第 1000 号により諮問を受けました下記の異議申立てについて, 別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「医療法人〇〇〇の最新決算書類 (貸借対照表, 損益計算書, 財産目録)」の公開決定処分に対する異議申立て

## 1 審査会の結論

「医療法人〇〇〇の最新決算書類（貸借対照表，損益計算書，財産目録）」（以下「本件対象文書」という。）について，福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った公開決定（以下「本件決定」という。）について，実施機関が公開することとしたことは妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨及び経過

### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，平成 19 年 10 月 10 日付けで実施機関が本件対象文書の公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対して行った公開決定処分の取消しを求めるといものである。

### (2) 異議申立ての経過

① 平成 19 年 9 月 6 日，公開請求者は，実施機関に対し，福岡市情報公開条例（平成 14 年福岡市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により，本件対象文書について公開請求を行った。

② 平成 19 年 9 月 18 日，実施機関は，条例第 16 条第 1 項の規定に基づき，本件対象文書に情報が記録されている第三者である異議申立人に対し，意見書を提出する機会を与えた。

③ 平成 19 年 9 月 25 日，異議申立人は，本件対象文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した。

④ 平成 19 年 10 月 10 日，実施機関は，本件対象文書について，条例第 11 条第 1 項の規定により本件決定を行い，その旨を公開請求者及び異議申立人に通知した。

⑤ 平成 19 年 10 月 30 日，異議申立人は，本件決定について，これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

⑥ なお，実施機関は，異議申立人の申立てにより，本件異議申立てについて決定するまでの間，本件対象文書の公開を停止している。

## 3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

### (1) 異議申立人の主張

異議申立人は，異議申立書及び平成 20 年 1 月 11 日付け反論意見書において，おおむね次のように主張している。

① 当該医療法人に関する情報が記録されている公文書の公開には反対である。特に「損益計算書」の公開は、当該法人の競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがある。また、公文書公開請求をした人の氏名、会社名、その目的等を明かさず、一方的に公開を請求するのには、絶対に賛成できない。ファンドなどの企業買収の話もあり、又、物騒な世の中で何時当院が犯罪等に巻き込まれるのではないかと心配している。

② 財務諸表の公開についての考え方

条例第7条2号、3号及び5号関係等いろいろ書いてあったが、とにかく何者が何の目的で公開を請求しているのか一切不明であるのには承服できかねる。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、平成19年12月7日付け弁明意見書において、おおむね次のように主張している。

① 医療法人の財務諸表の公開についての考え方

医療法人は営利を目的としない中間法人に位置づけられていて、その公益性は高く、運営の透明性の確保が求められている。社会医療法人（特別医療法人）を除いては収益事業が禁止されるなど、医療法人が行うことができる事業は限定されており、医療法（昭和23年法律第205号。以下「法」という。）第54条の規定では剰余金の配当が禁止され、非営利性を担保した適正な運営に資さなければならぬことから医療法人の財政状況を示す財務諸表は非公開にしなければならない理由はないと考える。

また、法が改正され（平成19年4月1日施行）、法第52条第2項の規定により、事業報告書等は閲覧の請求があった場合には、それを閲覧に供しなければならないとなったが、地域の医療提供体制を担う医療法人に対する信頼をさらに高めるべきであるとした医療法人制度改革の考えからも、法に基づき提出された決算届（財産目録、貸借対照表、損益計算書）についても開示することは妥当であると考えられる。

条例第7条では、非公開情報を除いて公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならないと規定されている。非公開情報とは本条第1号から第6号に掲げられている情報であるが、非公開情報には当たらないと判断した理由は次のとおりである。

財産目録、貸借対照表、損益計算書（以下、「財産目録等」という。）からは、当該法人の一定期間及び一定時点における財政状態や経営成績、資産及び負債が明らかとなるものであり、経営の規模や収支の状況から経営の状況はおおむね把握することは可能である。しかし、資産の運用方法や経営戦略など具体的内容が記されていないければ、当該法人の明確な経営手法や戦略をうかがい知ることは困難であり、競争上の地位を害するおそれがあるとは考えにくい。

したがって、財産目録等から判断される財政状態や収支の結果から当該法人の

信用を著しく失い、経営の継続が困難に陥るほどの蓋然性は認められない。

なお、「正当な利益を害するおそれ」の同条例上の解釈では、法人等の正当な利益が、具体的かつ明らかに侵害されると認められる場合を意味し、「おそれ」の程度については、単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する高い蓋然性を求めている。

また、財産目録等の項目については、法人の個別具体的な事項（金融機関名や取引先等）は、法人の施策や経営ノウハウ等が把握できるおそれがあるため非公開とするが、決算書類の一般的な区分は原則公開とする取り扱いを行っている。

## ② 申立人の意見について

### ア 条例第7条2号関係

競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとの意見については、上記でも述べているが、公文書の公開請求があった場合は、その目的は問わず非公開情報を除いては原則公開である。当該法人から提出された公文書の公開決定等に対する意見書及び異議申立書の理由からは、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるほどの高い蓋然性は見受けられない。

### イ 条例第7条3号関係

犯罪等に対する危惧については、財産の状況から命の危険性を感じておられるが、条例では、人の生命や生活、財産に支障を及ぼすおそれがある情報とは、「公にすることにより、特定の個人の行動予定などがわかり、これらの人が犯罪の被害を受けるおそれがある場合」としており、財産目録等を公開することにより、犯罪に巻き込まれる可能性は極めて低いと判断した。

また、今般これらの情報公開請求は他の医療法人に対しても行われており、当該法人と同規模の医療法人の情報も公開している。

### ウ 条例第5条関係

公文書公開請求者及び公開請求の目的を明かさず、公開請求することに反対する意見については、「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の公開を請求することができる。」とした条例に基づき、正式な手続きを経て請求されているため、請求を拒否することはできない。

## 4 審査会の判断

当審査会は、上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、実施機関が公開するとした部分について、次のとおり判断する。

### (1) 医療法人について

- ① 病院、医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所又は老人保健施設を開設しようとする社団又は財団は、法の規定により、これを法人とすることができ、この法人を、医療法人と称する（法第39条）。

医療法人については、昭和 25 年に民間非営利部門として位置づけるための制度が医療法上に創設され、制度創設時より一貫して剰余金の配当が禁止され（法第 54 条）、営利性が否定された法人制度である。

また、これまで医療法人は、地域の医療提供体制の担い手の中心として、地域で求められる医療サービスを確実に、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、提供する医療サービスの質の向上及び経営の透明性の確保を図ってきたところである。そのため、地域での医療サービスを行うという公益性の高い医療法人の決算情報の公開に係る問題は、社会的要請と法人等の正当な利益等の保護とを十分考慮して行われるべきものである。

- ② 医療法人の財産目録等については、平成 19 年 4 月 1 日改正前の法（以下「改正前医療法」という。）においては、毎会計年度の終了後二月以内に、決算を都道府県知事に届け出なければならない（改正前医療法第 51 条第 1 項）。決算を届け出るときは、財産目録等を提出しなければならない（改正前医療法施行規則第 33 条）。また、財産目録等の閲覧については、医療法人の債権者は、医療法人の執務時間内はいつでも、その書類の閲覧を求めることができる（改正前医療法第 52 条第 2 項）と規定されていた。

一方、法が平成 19 年 4 月 1 日改正され、毎会計年度の終了後三月以内に、都道府県知事に財産目録等を届け出なければならない（法第 52 条第 1 項）。また、財産目録等の閲覧については、医療法人（社会医療法人を除く。）は、財産目録等を各事務所に備えて置き、その社員若しくは評議員又は債権者から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない（法第 51 条の 2）。さらに、医療法人の経営の透明性を確保し、地域の医療提供体制を担う医療法人に対する信頼を更に高めるため、新たに、都道府県知事は、届出のあつた財産目録等について請求があつた場合には、閲覧に供さなければならない（法第 52 条第 2 項）と規定されており、一般人からも都道府県知事に閲覧を請求できることとなっている。

なお、財産目録等の届出及び閲覧先については、福岡県事務処理の特例に関する条例（平成 11 年条例第 37 号）第 2 条中の別表の六に「法第 52 条第 1 項の規定による医療法人の事業報告書等の受領」、同ノに「法第 52 条第 2 項の規定による医療法人の定款、事業報告書等の閲覧」において、福岡市で行うものと規定されている。

## (2) 本件対象文書について

- ① 本件において、公開請求者が公開を請求した公文書は、当該医療法人から福岡市長に、改正前医療法第 51 条第 1 項に基づく決算に関する書類として提出された以下の財産目録、損益計算書（病院・診療所及び法人独自の損益計算書）及び貸借対照表（病院・診療所及び法人独自の貸借対照表）である。

### ア 財産目録

財産目録とは、一定の時点において、法人が保有するすべての資産（土地、

建物、現金、預金等)の金額とすべての負債(借入金等)の金額について、その区分、種類ごとに一覧にし、法人の財産状況を明らかにしたものである。

#### イ 貸借対照表

貸借対照表とは、企業の一定時点(決算日)における資産・負債・資本の総括表であり、企業の財政状態を表したもので、「借方」と「貸方」に分かれており、借方には資産の部があり、当該医療法人の資産勘定として流動資産、固定資産及び資産合計の金額が表示される。一方、貸方は、負債の部と純資産の部に分かれており、負債勘定として流動負債、固定負債及び負債合計の金額、資本合計の金額並びに負債・資本合計の金額が記載されている。

#### ウ 損益計算書

損益計算書とは、一定期間の経営成績を明らかにするもので、わかり易く言えば、どのように利益が出たのかを表にまとめたもので、医療法人の本来業務である病院及び診療所の事業並びに附帯事業等ごとに、その損益として、医業収益、医業外収益、臨時収益、医業費用、医業外費用、経常利益、臨時費用及び税引前当期純利益等の金額が記載されている。

② そして、実施機関の説明によると、損益計算書及び貸借対照表については、平成7年4月20日付け指第26号厚生省健康政策局指導課長通知「決算の届出等について」により、医療法人全体、病院・診療所及び介護老人保健施設に係る様式が示されており、福岡市もこの様式と同様の内容で届け出様式としている。しかし、財産目録については、上記指導課長通知において特段様式は示されておらず、福岡市も様式を示していない。また、損益計算書及び貸借対照表については、福岡市の指定様式とともに、市の示した様式以外に医療法人独自の様式も認めており、市指定様式と本件法人の独自様式が本件対象文書となっている。

③ 実施機関は、本件対象文書について全て公開するとしている。

④ なお、実施機関は、本件対象文書の公開について、異議申立人の申立てを受けて執行停止をしており、現時点で公開は実施されていない。

#### (2) 条例第7条第2号(法人等事業情報)該当性について

① 条例第7条第2号(以下「第2号」という。)は、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等については、同号ただし書に定める情報を除いて、非公開情報と規定している。

② また、「正当な利益を害するおそれ」とは、公にすることにより、法人等の事

業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等又は事業を営む個人の正当な利益が、具体的かつ明らかに侵害されると認められる場合を意味すると解される。そして、その判断に当たっては、当該情報の内容及び性質、当該法人等又は事業を営む個人の事業内容、行政との関係、憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性等を考慮して、総合的に判断する必要がある、「おそれ」の程度については、単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する高い蓋然性が求められる。

- ③ 異議申立人は、当該医療法人に関する情報が記録されている公文書の公開には反対である。特に「損益計算書」の公開は、当該法人の競争上の地位及び正当な利益を害するおそれがあると主張している。
- ④ 医療法人は、医療という人の生命、身体の安全に関わる公益性が高い事業を行う非営利法人（医療法人）であり、その収入の基本的な部分が、国民皆保険制度の下における健康保険という公共性の高い資金によって賄われているものであることからすると、このような公益性の高い医療法人の決算情報については、法人運営の透明性や医療法人制度に対する国民の信頼感を高めるために公開することが望ましいことであると考えられる。
- ⑤ また、財産目録等は、改正前医療法によると、その閲覧を医療法人に求めることができる者は、医療法人の債権者に限られているが、この債権者に対して閲覧を認めていることは、債権者の利益の保護のため、医療法人自らが行わなければならない財産目録等の公開について規定したものである。他方、都道府県知事に届け出られた財産目録等の閲覧について、改正前医療法には何ら規定されていない。このような法規定の下では、届け出られた財産目録等について公開請求された場合には、公開・非公開の判断は、情報公開条例のみに照らして判断すれば足りると考える。
- ⑥ 以上のことを踏まえて、本件対象文書について検討すると、財産目録等においては、異議申立人の全般的な財務状況がわかる情報ではあるものの、異議申立人の医療行為や取引行為に関する具体的な情報は記録されておらず、本件対象文書を公開することにより、その営業上、技術上のノウハウや取引上、経営上の秘密が具体的にわかる情報とは言えないものであるとともに、さらに、上記4(1)で述べたとおり、公益性が高い医療法人は、経営の透明性を確保して市民の信頼を高めるべきという近時の社会的要請により法改正が行われた経緯もあわせて考慮すると、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるものとは認められず、第2号には該当せず、公開することが妥当である。

(3) 条例第7条第3号（生命等保護情報）該当性について

① 条例第7条第3号（以下「第3号」という。）は、公にすることにより、市民生活の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開とすることを定めたものである。「犯罪の予防に支障を及ぼす」とは、公にすることにより、犯罪等を防止するための行為が、その目的を達成できなくなる場合や、犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となる場合等をいうと解される。

② 異議申立人は、ファンドなどの企業買収の話もあり、又、物騒な世の中で何時当院が犯罪等に巻き込まれるのではないかと心配している旨主張している。

③ しかしながら、本件対象文書を公にすることにより、当該法人の財務状況が明らかになったとしても、直ちに犯罪を誘発し、又は犯罪が容易となる場合等は考えにくく、この点につき異議申立人の主張は認められない。

(4) 公文書公開請求をした人の氏名、会社名、その目的等について

異議申立人は、公文書公開請求をした人の氏名、会社名、その目的等を明かさず、一方的に公開を請求するのには、絶対に賛成できない旨主張しているが、条例第5条に規定されているように、公文書公開制度は、何人に対しても等しく公開請求権を認めるものであり、公開請求しているのが誰かを明らかにする必要はなく、公開請求者に対し、公開請求の理由や利用の目的等の個別的事情を問うものでもなく、また、それらの事情によって当該公文書の公開決定等の結論に影響を及ぼすものではないため、異議申立人の主張は認められない。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成19年11月13日	実施機関からの諮問
平成19年12月7日	実施機関が弁明意見書を提出
平成20年1月11日	異議申立人が反論意見書を提出
平成20年2月14日(第1部会)	審議

## 6 答申に関与した委員

吉野正，白杵昭子，多田利隆，福山道義



